

令和6年産「ひめの凜」認定栽培者応募要領

1 応募期間

令和5年10月25日（水）から
令和6年1月31日（水）まで

2 応募対象者

早期の良食味生産技術の定着並びにブランド確立を推進するため、令和6年産「ひめの凜」の栽培者は、「ひめの凜栽培者認定制度実施要綱」（以下「実施要綱」といいます。）に定める認定栽培者の要件に従って栽培を行おうとする県内の方とします。

【認定栽培者の要件】

認定を受けようとする場合は次の要件を満たす必要があります。

- 令和6年産「ひめの凜」の作付予定面積が次のいずれかを満たしていること
 - ・農業者等の作付予定面積が1ha以上であること。
 - ・地域的なつながりのある3戸以上の農業者等からなるグループであって、農業者等それぞれの作付予定面積が25a以上であること。
 - ・グループの代表者がJAである場合は、作付予定面積を平均25a以上とする。ただし、1戸当たりの下限面積は10a以上とする。
 - 原則6月22日までに移植を実施すること。ただし、登熟時期の気温の低下が大きい標高100m以上の地域は、原則6月15日までに移植を実施すること。
 - いもち病等に対する基幹防除を徹底すること。
 - 自家採種は行わないこと。
 - 「ひめの凜」の出荷調整は1.85mm以上の篩目を使用すること。
 - 「『ひめの凜』栽培マニュアル」「『ひめの凜』美味しさ基準」「『ひめの凜』集荷・仕分け及び販売に関するガイドライン」等を遵守し、適正な栽培管理と出荷・販売に努めること。
 - 県が開催する研修会等には原則参加すること。
- ※その他の認定栽培者の要件は、【参考】「ひめの凜」認定栽培者の要件概要及び、実施要綱でご確認ください（下記の県ホームページで確認してください）。

(<https://www.pref.ehime.jp/h35500/himenorin/top.html>)

認定の対象となる生産者は、農業者、農業生産法人及び営農集団です。農業者等でグループをつくって、作付予定面積をまとめて応募することもできます。

3 応募方法

応募される方は、実施要綱第8条第2項に定める「ひめの凜」栽培者認定申請書（様式第1号）を 応募期間内に最寄りのJAや県地方局農業振興課、各支局地域農業育成室、各地域農業指導班に提出してください。

4 書類の入手先

最寄りのJA

愛媛県各地方局（東予、中予、南予）の農業振興課

各支局（今治支局、八幡浜支局）の地域農業育成室

各地域農業指導班（四国中央農業指導班、しまなみ農業指導班、

久万高原農業指導班、伊予農業指導班、大洲農業指導班、

西予農業指導班、鬼北農業指導班、愛南農業指導班）

※応募書類の入手は、県ホームページからも入手できます。

<http://www.pref.ehime.jp/h35500/himenorin/2021himenorinbosyu.html>

5 栽培者の選定方法

令和6年産「ひめの凜」の種子供給量は1,000haに相当する量です。

このため、応募者の作付面積の合計が1,000haを超えた場合は、次のような方法により選定します。

なお、グループでの応募の場合は、グループ全体の作付面積等の合計を一つの単位とし選定します。

〔選定方法の考え方〕

「ひめの凜」が広く県民（消費者）に行き渡るよう増産を図っている当面の間、より多くの県民が「ひめの凜」を購入できる機会をつくるため、県内のスーパー等で多く販売されるような方法で出荷販売を行う応募者から、下表の選定順位の順に、作付予定面積が1,000haに達するまで選定します。

なお、同じ選定順位の中では、

- ・ 応募者が栽培しようとしている地域が「ひめの凜」の適地がどうか
- ・ 「ひめの凜」を県内スーパー等に供給を行う予定の集荷販売事業者への出荷量や自ら産直市等で販売する量
- ・ 令和5年産「ひめの凜」認定栽培者については、5年産の実績（県の栽培マニュアル等の遵守、研修会の参加、申請書に即した出荷等を含む）
- ・ 東予、中予、南予等の地域バランス
- ・ JAに出荷せずに自らが独自に出荷販売する応募者への一定の配慮等を総合的に判断し、選定します。

選定順位	応募者の生産・販売予定内容
1位	収穫した「ひめの凜」のうち、県内スーパー等に供給を行う予定の集荷販売事業者や自ら産直市等へ9割以上を出荷する者

2位	過去に「ひめの凜」の栽培を行ったことのある応募者または、過去に「媛育73号」「ひめの凜」の試験栽培を行ったことのある応募者がメンバーにいるグループ
3位	その他の応募者

6 選定結果の通知

令和6年2月上旬頃に応募者または、グループで応募された場合はグループの代表者に選定結果を通知します。

7 「ひめの凜」種子の購入先

応募の結果、令和6年産「ひめの凜」の栽培者に選定された方の種子は、最寄りのJAを通じて販売する予定（販売時期は4月以降）ですので、応募の際は、JAにご相談いただくことをお勧めします。

なお、販売する種子は10a当たり3.5kg程度を予定しており、価格は、他の一般的な種子価格と同程度となる見込みです。

【問合せ先】

県庁農産園芸課米麦係	松山市一番町4丁目4番地2	(電話 089-912-2568)
東予地方局農業振興課	西条市丹原町池田1611	(電話 0898-68-7322)
中予地方局農業振興課	松山市北持田町132番地	(電話 089-909-8761)
南予地方局農業振興課	宇和島市天神町7番1号	(電話 0895-28-6145)

※認定栽培者の審査については、県のマニュアルに沿った栽培が行われていることを前提としつつ

○申請書のとおり栽培・出荷が実施されているか

○県が開催する研修会等へ参加しているか

等についても、選考の参考にすることとします。

【参考】

「ひめの凜」認定栽培者の要件概要

認定基準

- 1 認定を受けようとする年産の「ひめの凜」の作付予定面積が次のいずれかを満たしていること。
 - ア 認定を受けようとする農業者等の作付予定面積が1ha以上であること。
 - イ 地域的なつながりのある3戸以上の農業者等からなるグループであって、農業者等それぞれの作付予定面積が25a以上であること。
 - ウ グループの代表者がJAである場合は、作付予定面積を平均25a以上とする。ただし、1戸当たりの下限面積は10a以上であること。
- 2 次に定める栽培基準を遵守する農業者等であること。
 - ア 原則6月22日までに移植を実施すること。ただし、登熟時期の気温の低下が大きい標高100m以上の地域は、原則6月15日までに移植を実施すること。
 - イ 穂肥診断に基づいた施肥管理を行うこと。
 - ウ いもち病等の基幹防除を徹底すること（種子消毒、箱施薬及び本田防除1回以上）。
 - エ 出荷調整時のふるい目は1.85mm以上を使用すること。
- 3 別に定める『ひめの凜』美味しさ基準』並びに、『ひめの凜』集荷・仕分け及び販売に関するガイドライン』等に基づき、区分して集出荷・販売できる体制が講じられていること。
- 4 その他、食味及び品質向上等に必要であると県が定めるもの。

認定を受けた者の責務

認定栽培者及び認定代表者は、「ひめの凜」栽培者認定制度実施要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号事項について特に留意しなければならない。

- 1 県が開催する研修会等に原則参加するとともに『ひめの凜』栽培マニュアル』並びに、『ひめの凜』集荷・仕分け及び販売に関するガイドライン』等を遵守し、適正な栽培管理と出荷・販売に努めること。
- 2 自家採種を行わないこと。
- 3 消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行うことにより、「ひめの凜」の認知普及に努めること。
- 4 認定栽培者は、別に定めるひめの凜栽培管理記録、出荷・販売にあたってのチェックシート等を10月末日までに知事へ提出しなければならない。また、出荷調整後には玄米サンプルを提出するものとし、量や提出は別に定めるものとする。
- 5 「ひめの凜」の計画的な生産、品質管理並びに関係書類の整理保管（5年間）に努めること。

その他

農産物検査を受けること。